



# 島根県報

平成18年 4月28日 (金)  
第 1,772 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 告 示

課税地の指定	(税 務 課)	1
農業近代化資金の利子補給率の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
平成18年度地方の臨時種畜検査の実施	(農畜産振興課)	2
県営土地改良事業計画の決定(5件)	(農 村 整 備 課)	2
指定漁船調書の縦覧(2件)	(水 産 課)	4
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5

### 公 告

特定業務システムに係るシンクライアントシステムの賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務の事業予定者を決定するための提案競技の実施	(情 報 政 策 課)	5
平成18年度製菓衛生師試験の実施	(薬 事 衛 生 課)	9
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	10
都市計画決定の図書の縦覧(2件)	(都 市 計 画 課)	10
開発行為に関する工事の完了	( " )	11

### 教委訓令

教育職員の任免発令式の一部改正	(義 務 教 育 課)	11
市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式の一部改正	( " )	11

### 公安規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	12
--------------------------------------	-----------	----

### 正 誤

平成16年 2月10日付け島根県報第1,575号中	(下 水 道 推 進 課)	14
---------------------------	---------------	----

## 告 示

### 島根県告示第536号

島根県県税条例(昭和51年島根県条例第10号)第4条第2項の規定に基づき、課税地を次のように指定したので、島根県県税条例施行規則(昭和51年島根県規則第16号)第6条ただし書の規定により告示する。

平成18年 4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

課税地	地方税法(昭和25年法律第226号)第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等(以下「卸売販売業者等」という。)にあっては地方税法等の一部を改正する法律(平成18年法律第7号)附則第9条第2項に規定する貯蔵場所の所在地、地方税法第74条第4号に規定する小売販売業者(以下「小売販売業者」という。)にあっては同条第5号に規定する営業所の所在地
管轄庁	卸売販売業者等の貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する県民センター

課税地を指定した税目	県たばこ税（地方税法等の一部を改正する法律附則第9条第2項の規定により課する県たばこ税（以下「手持品課税」という。）に限る。）
課税地を指定した理由	平成18年7月1日現在において30,000本以上の製造たばこを販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者に対して、手持品課税を行うため。

島根県告示第537号

農業近代化資金の利子補給率（平成11年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成18年4月19日から施行する。

平成18年4月19日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和37年島根県規則第1号）第4条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成18年4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

島根県告示第538号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、平成18年度地方の臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成18年4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 実施する地域

県内一円

2 実施期日及び場所

平成18年5月27日から平成19年度定期種畜検査の開始の日までに当該区域を管轄する家畜保健衛生所長の指定する日時及び場所

島根県告示第539号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

隠岐島後地区暗渠排水事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

隠岐の島町役場

## 島根県告示第540号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 4 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 縦覧に供する書類の名称

隠岐島後地区農道事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

## 3 縦覧の場所

隠岐の島町役場

---

## 島根県告示第541号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 4 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 縦覧に供する書類の名称

隠岐島後地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

## 3 縦覧の場所

隠岐の島町役場

---

## 島根県告示第542号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年 4 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

## 1 縦覧に供する書類の名称

柿原地区用排水施設事業（県営基幹水利施設補修事業）計画書の写し

## 2 縦覧の期間

告示の日から21日間

## 3 縦覧の場所

松江市役所

---

## 島根県告示第543号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成18年4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 縦覧に供する書類の名称

柿原地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

松江市役所

---

島根県告示第544号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

出雲市十六島町792 山根 尚光

〃 塩津町236 松村 宏美

〃 小伊津町460 山岡 明

(2) 加入区

平田市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

---

島根県告示第545号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

- 松江市鹿島町御津462 - 4 小笹 伸明
- ” 鹿島町御津395 金崎 利善
- ” 鹿島町御津889 - 1 佐々木伸幸

(2) 加入区

御津加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第 1 項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第546号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成18年 4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	川本波多線	大田市三瓶町志学字小ソ子ハ311番 2 地先から同地先まで	前	メートル 20.40 ~ 22.00	メートル 15.60	県央県土整備事務所大田事業所	不用物件発生 廃道 事業用地との交換
			後	16.80 ~ 17.00	15.60		

公 告

特定業務システムに係るシンクライアントシステムの賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務の事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成18年 4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

特定業務システムに係るシンクライアントシステムの賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務

(2) 仕様

「特定業務システムに係るシンクライアントシステムの賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務に係る提案競技仕様書」による

(3) 期間

特定業務システムに係るシンクライアントシステムの賃貸借及び運用保守業務

平成18年12月1日から平成23年11月30日まで  
特定業務システムに係るシンクライアントシステムの導入業務  
契約の日から平成19年5月31日まで

## (4) 予算額

58,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業・法人にあつては次の(1)に掲げる要件のすべてを、共同提案者にあつては次の(2)に掲げる要件のすべてを満たし、島根県知事の参加資格の確認を受けたものであること。

## (1) 単独企業・法人の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ウ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- エ 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目大分類「14 借入品」中分類「(2) 情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者（以下「賃貸借資格者」という。）であること。

## (2) 共同提案者の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- イ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- ウ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないこと。
- エ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- カ 共同提案者のいずれか一方が、賃貸借資格者であること。

## 3 提案競技説明手続

## (1) 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

- ア 配布期間  
平成18年4月28日（金）から平成18年5月31日（水）まで  
閉庁日を除く毎日 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）
- イ 配布場所  
島根県地域振興部情報政策課

## (2) 提案競技説明会

- ア 日時  
平成18年5月11日（木）午前10時から
- イ 場所  
松江市殿町8番地3 島根県市町村振興センター（タウンプラザ）6階中会議室

## 4 提出書類

## (1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出

を求めることがある。

なお、提出された書面を審査の結果、参加資格を有すると認められたもの限り、提案競技に参加できるものとする。

ア 提案競技参加申込書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同提案の場合は、構成員すべてについて各1部）

ウ 法人登記簿謄本又は身分証明書 1部（共同提案の場合は、構成員すべてについて各1部）

エ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 1部（賃貸借資格者は不要）

オ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書 1部（賃貸借資格者は不要）

カ 提案書 5部

キ 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

提案競技説明書による。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

(1)のアからオの書類については、平成18年5月31日（水）午後1時まで（郵送の場合は書留とし、31日の午後1時までに必着のこと。）

(1)のカ及びキの書類については、平成18年6月8日（木）午後1時まで（郵送の場合は書留とし、8日の午後1時までに必着のこと。）

ウ 提出先

郵便番号690 - 8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課

担当 石飛

電 話 0852 - 22 - 6636

F A X 0852 - 22 - 5969

e-mail infosys@pref.shimane.lg.jp

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること。（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）

(2) 提出期限 平成18年5月18日（木）17時まで

(3) 提出先 4(3)ウに同じ。

(4) 質問に対する回答は、平成18年5月23日（火）までに文書により通知する。

6 選定方法

(1) 特定業務システムに係るシンククライアントシステム提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、特定業務システムに係るシンククライアントシステムの賃貸借及び運用保守業務並びに導入業務の事業予定者を特定する。

(2) 評価については、以下の点を考慮する。

ア 実現可能性

イ 安定性

ウ 保守性

エ 拡張性

オ 構築・運用費用

(4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。ただし、実現可能性が基準以下の場合には審査対象外とする。

- (5) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会事務局によるヒアリングを行う。
- (6) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 合計得点の最も高い者に稼働テストを行わせ、実現可能性を確認した上で事業予定者を特定する。稼働テストの結果、実現可能性がないと判断される場合には、次順位の者に稼働テストを行わせる。
- (8) (7)における稼働テストの実施方法、費用負担については、提案競技説明書による。
- (9) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (10) 審査経過については、公表しない。

#### 7 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき
- (3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (6) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき

#### 8 契約

- (1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

- (2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

- (3) 前金払い

前金払いは行わない。

- (4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (5) その他の契約条項

提案競技説明書による。

#### 9 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (7) その他詳細は、提案競技説明書による。

#### 10 提案競技に関する問合せ先

4(3)ウに同じ。

#### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required:  
A Server-Based Computing system for specific systems
- (2) Deadline for submission of proposal documents:  
17:00 p.m 8 June 2006



(3) For further details contact:  
Information Policy Division  
1 Tono-machi  
Matsue City  
Shimane Prefecture 690-8501  
Japan  
TEL:0852-22-6636

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定に基づき、平成18年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

平成18年 4 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験期日

平成18年 7 月 5 日（水）

午前10時40分から午後 3 時40分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館 大会議室

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者であって、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第47条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

ア 県内居住者は、平成18年 5 月 8 日から同年 6 月 1 日までに住所地を管轄する保健所に提出すること。

イ 県外居住者は、平成18年 5 月 8 日から同年 6 月 1 日までに松江市殿町128番地島根県健康福祉部薬事衛生課あてに提出すること。

なお、郵送の場合は、平成18年 5 月29日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書にはり付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めたものには、受験票を送付する。

受験票が平成18年 6 月23日までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること）。

7 その他

- (1) 受験手続その他試験についての問合せは、保健所又は島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町128番地 電話 0852 22 6487）にすること。

- (2) 合格者には、合格通知をし、合格証書を交付する。
- (3) 平成17年度の試験問題及び解答については、平成18年7月31日まで島根県県政情報センター（松江市殿町8番地 県庁南庁舎1階 電話0852 22 6139）及び各地区県政情報コーナーで閲覧することができる。

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日  
平成18年4月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 しんじ湖スポーツクラブ
- 3 代表者の氏名  
安部 廣
- 4 主たる事務所の所在地  
島根県松江市宍道町佐々布204番地4
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、地域住民に対して、健康・スポーツ活動の普及推進に関する事業を行い、スポーツの振興を図るとともに、子どもから高齢者まで地域住民の「健康づくり」「生きがいづくり」「コミュニティづくり」に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類  
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間  
申請書を受理した日から2週間
- 8 縦覧場所  
県政情報センター（県庁南庁舎1階）  
東部県民センター（松江合同庁舎1階）

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年4月28日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 都市計画の種類  
松江圏都市計画道路
- 2 縦覧場所  
島根県土木部都市計画課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に

係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成18年 4 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市計画）地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により公告する。

平成18年 4 月28日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開発区域

浜田市三隅町三隅288番 3 外46筆

面積 25,271平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

浜田市殿町 1 番地

浜田市長 宇津 徹男

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 3 号

本 庁  
教育事務所  
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 4 月28日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

別表第 1（その 2）の24(4)の次に次のように加える。

25 変 更（職 名）

職 名 氏 名

島根県 市 立 小（中）学校 に補する  
郡 町（村）

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年 4 月 1 日から適用する。

島根県教育委員会訓令第 4 号

本 庁  
教育事務所

市町村立学校の学校栄養職員及び事務職員の任免発令式（昭和61年教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正す

る。

平成18年4月28日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

第3項を次のとおりに改める。

3 第1項の事務職員とは、次の各号に掲げる職をいう。

- (1) 事務リーダー
- (2) 主幹
- (3) 事務主幹
- (4) 主任
- (5) 主任主事
- (6) 主事

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

---

## 公 安 委 員 会 規 則

---

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月28日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第6号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の部中

第7条第5項	許可証の書換え
第7条第6項	相続の不承認の通知
第7条第6項	返納許可証の受理

を

第7条第5項（第7条の2第3項において準用する場合を含む。）	許可証の書換え
第7条第6項	相続の不承認の通知及び返納許可証の受理

に、

第9条第2項	構造及び設備の変更承認
第9条第3項	変更届の受理

を

第9条第2項（第20条第10項において準用する場合を含む。）	構造及び設備の変更承認
第9条第3項（第20条第10項において準用する場合を含む。）	変更届の受理

に改め、同部第9条第4項の項の次

む。 )

に次のように加える。

第 9 条 第 5 項	構造及び設備の変更届の受理
-------------	---------------

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の部第27条第 2 項 ( 第31条の12第 2 項において準用する場合を含む。 ) の項の次に次のように加える。

第27条第 4 項 ( 第31条の12第 2 項において準用する場合を含む。 )	届出確認書の交付
--	----------

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の部中

第31条第 1 項	営業停止標章のはり付け
第31条第 2 項及び第 3 項	標章の除去

を

第31条第 1 項 ( 第31条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。 )	営業停止標章のはり付け
第31条第 2 項及び第 3 項 ( 第 31条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。 )	標章の除去

に改め、同部第31条の 2 第 2 項 ( 第

31条の 7 第 2 項及び第31条の17第 2 項において準用する場合を含む。 ) の項の次に次のように加える。

第31条の 2 第 4 項 ( 第31条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。 )	届出確認書の交付
---	----------

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の部第31条の 9 第 3 項の項本部長が代行することができる事務の欄中「郵政大臣」を「総務大臣」に改め、同部中

第38条第 5 項	少年指導委員の解嘱
-----------	-----------

を

第38条第 5 項	少年指導委員に対する研修の実施
第38条第 6 項	少年指導委員の解嘱
第38条の 2 第 1 項	少年指導委員を風俗営業の営業所等へ立ち入らせること。
第38条の 2 第 2 項	少年指導委員に対する指示
第38条の 2 第 3 項	少年指導委員からの立入結果報告の受理

に改める。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の部を次のように改める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則 ( 昭和 60年国家公安委員会規則第 1 号 )	第11条第 2 項	許可の通知及び許可証の交付
	第11条第 3 項	風俗営業管理者証の交付
	第17条第 1 項 ( 第23条におい	相続等 ( 構造及び設備 ) の承認通知

	て準用する場合を含む。)	
	第17条第2項(第23条において準用する場合を含む。)	相続等(構造及び設備)の不承認通知
	第21条第3項	風俗営業管理者証の受理
	第21条第4項	風俗営業管理者証の交付及び書換え交付
	第27条第2項	特例風俗営業者の認定通知及び認定証の交付
	第39条第1項	管理者講習の通知
	第39条第2項	管理者講習を受講させることができない理由書の受理
	第43条第2項(第54条第2項及び第65条第2項において準用する場合を含む。)	届出確認書不交付通知書の交付
	第44条(第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)	届出確認書の再交付
	第45条第1項及び第2項(第54条第2項、第60条第2項、第65条第2項及び第71条第2項において準用する場合を含む。)	届出確認書の返納の受理

別表遊技機の認定及び形式の検定等に関する規則の部の次に次のように加える。

少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)	第2条第1項	活動区域の設定
	第2条第2項	少年指導委員を関係住民に周知させる措置
	第8条	解嘱理由の通知及び弁明の機会付与

別表中

少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)	第2条第1項	活動区域の設定
	第2条第2項	関係住民への周知
	第8条第1項	講習の実施
	第8条第2項	指導の実施
	第9条	解嘱理由の通知及び弁明の機会付与

を削る。

附 則

この規則は、平成18年5月1日から施行する。

正

誤

平成16年2月10日付け島根県報第1,545号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から12	水質検査業務等	水質検査等業務
8	上から 4	水質検査業務等	水質検査等業務
8	上から 8	水質検査業務等	水質検査等業務

